

眞宗の學問は常に歴史的轉換期に動き、教團の持つ社會的擴りと歴史的な長さとを歎異興法の精神を持つて引きしめてそれを純なる宗教的信仰の中へ轉換して「機」が「時」のうちに念佛の歴史をつくつて行つたのである。かくて時代と親鸞とを結び付くることによつて教團を如來の教團として、同朋同行に直參せしめた。眞宗の學問の根底には願生の心があるごとく、眞宗の教學の機構及其施設の奥底にも願生心と連なるものがあるのである。

二

蓮如上人によつて宗門が一大飛躍をなし山科に本願寺の復興を見、宗門の機構は確立擴張され學問的關心も亦興起して來た事は今更ら云ふまでもないが、それ等一切の事象の根底に信仰の復興が主としてひかへてをる事を見落してはならぬ。この大飛躍を前にしても「一人なりとも人の信を取るが一宗の繁昌に候」との金言を恒に見失しなはしめずそこにたゞへられたる歎異興法の心を高め清めることが宗學の宗團に對する責務である。この

信を根底とする遺弟の念力を失ふならば八萬の法藏を知るいへどもいたすら專にすぎず、後世を知る一事によつて一切は佛法領のものとなるのである。山科本願寺には早くも學問的精神が横溢して來たのは當然である。『實悟記』に——「古者御堂衆ハ六人候ツルト申六人供僧トテ平生精進ニテ候キ。妻子モナク、不斷經論聖教ニクツサハリ、法文ノ是非邪正ノ沙汰斗ニテ候ツル由候」——

(第一條)

「野村殿ノ御堂ニテハイカナル朝モ、五六十人百人カハリ坊主衆子共又ハ其外人ノ子トモ又ハ老者入道ナル人ナラキテ、カシマシキ程ニ和讃正信偈經論正教ヲヨム人オホク候」——(第九一條)

と見えてをる。前者は、専門的に學問を任務とする者を生じたことを物語り後者は、宗教教育的な氛圍氣が活潑に動き出した事を示してをるのである。さらに實悟の語るところによると、當時『六要抄』を讀む人が將に斷絶せんとしてゐた事、善導の『具疏』を讀む人がすでになく、ついで學ぶべき師匠の斷絶した事を示し、それを深く歎いてをるのである。この所傳の斷絶を歎く心はそ

のまゝ興法の心である。

また「後生の御免」と云ふ邪見が宗門の内に瀰滿してをつた如くであるが、『實悟記』によれば——「後生ノ御免ト申事、近代被申人候、イツレノ經論ニ御入候事候哉、正教ニモ御入候敷未承及之由各申事候、コレモ實如上人ノ御時マテハ無其沙汰事ニテ候、近年天文年中以來イテキ申候コトニ候、死去シタル人ノ上ニモ被申人アル事ニテ候、イツレノ祖師ノ仰ニテ候ヤ各ノ不審候」(第一六九條)

當時亂世のため中にあつて宗門を護持するには武力的用意が必要であつた。この必要から、宗門の實力的防護に身命を捧る者のために「後生御免」なる便宜的な物の考へ方をする風潮を生じて來たらしいのである。實悟はこれに對して傷心悲歎した。「イツレノ祖師ノ仰ニテ候ヤ」と歎いてをる。茲にも實悟の切なる歎異精神を見るのである。眞宗の學問的精神はかくて磨き出されたのである。それは單なる歴史主義的な權威や、訓詁的な學解や、世俗的な便宜に留り得るものではなく、それ等をはねのけて祖聖の眞實に結び付かんとする。そうしてこれ

が逆に歴史的精神を興し、訓詁的精密を招致し、社會的施設を打開せしむる如きものである。願生心に包みとられたる歎異興法の精神こそ、眞宗の學問的精神でなくてはならぬ。これが眞宗の學問の「體」なのである。

眞宗の學問とは決して單なる個々の學匠の業績を指すのではない。御同朋御同行を貫くこの願ひに名づけた歴史的な事實である。この事實に感應して立ち、この願ひに感動して動く、茲に眞宗の學問がある。この故にこそ眞宗の學問のために同朋は志をいたし同行は財をなげうつたのである。これはまことに自然の道理でなくてはならぬ。學寮創建當時、財的にこれを支援した平野屋五兵衛こと高木宗賢翁はまさにかくの如き眞宗の學問に連なる人であつて、資財は投じたが學問とは赤の他人と云ふが如き人ではなかつたのである。かくの如き人こそ眞に吾大學によつて傳せらるべき人の一人でなくてはならぬ。かへりみれば五六年も以前の事となつたが、大阪東區小橋寺町の淨土宗西念寺々主深澤靈道氏の仲介と當代の高木元廣翁の好意によつて、その寺内に保管するところの高木宗賢翁の遺影を吾大學の圖書館に寄贈して頂いた事であ

る。西念寺は戰災に全焼した、其後の元廣老翁の安否は知らないが、十年以來の舊記を整理して是を綴るにあつて、深く右兩氏の御好志を謝するものである。また資料探索に種々の便宜を與へられた藤波大超氏、彦坂芳永氏にも深く感謝するものである。

一 學寮と高木宗賢

學寮創建の財的支援者として、高木宗賢の名は手近には、『大谷大學要覽』の沿革略のうちに見えてをる。然し筆者が明確でありかつ現存の最も古いものとしては、能登往還寺に藏する惠琳自筆の『學寮の由來』一卷であると思ふ。それによれば「吾宗學問をむねとせざるゆへにや、往昔は兩本廟ともに學肆を置ことなし。寛文五年乙浪華の御門徒高木宗賢資財を獻じて學寮を創立す云々」と宗賢の名が現れてくるのである。然し名實ともに學寮が獨立して創建されたのは延寶六年、樹心の進言によつて常如上人の御治山中に枳殼邸（涉成園）の西側の地に於てあつたことはほど確定してをる。浪華の門徒宗賢の資財提供も此時であつたであらう。後に學寮が高

倉通魚棚上の地域に移轉した時に、大黒屋道誓と共に平野屋五兵衛が經藏一棟を獻じてをる。勿論この平野屋五兵衛は宗賢の後裔であつて、平野屋はその屋號であり五兵衛を代々襲名してをるのである。此は寶曆九年八月の頃である。ともかくも高木家すなわち平野屋五兵衛の一家は、吾宗の學寮と因縁の深い家柄であつた。

二 高木家の由緒

由緒に就て『大坂市東區史』と『福井村沿革誌』とに多少の相異はあるが、今我等が必要と感ずる點に於ては一致してをる。

源經基の孫賴親四世の裔に八條判官代光信なる者があつて、大和國の高木村に住し、高木光信と稱した。天文年間その十四世の裔孫高木函之助貞政は、美濃國石津郡駒野舟岡山に城を築き是に據つたが、其頃に三男彌左衛門俊政は亂世を厭ひ攝津國嶋下郡福井村に隱栖し農を以て業とした。是が同村に於ける高木氏の太祖である。

而して五世孫半兵衛正親は、専ら貨殖に心を潜め金銀を諸侯等に貸與するを以て業とした。慶安三年の頃に大

坂眞島町(東區今橋一丁目)に兩替店を開き、甥なる道頓を養て子となし、平野屋五兵衛と稱せしめ是を分家とし家業の兩替店は本家分家の共同經營とした。是が平野屋の發祥である。共に高木姓を名乗た事は云ふまでもない。

茲に彌左衛門俊政を太祖とする福井村の高木家はその五世の孫、半兵衛正親の代になつて、高木半兵衛を名乗る福井村の本家と、高木五兵衛を名告る大坂今橋の分家、平野屋とに分れた。本家の半兵衛に對して分家が五兵衛と名告つた所以は「五」は「十」の半分であると云ふ意味に於てであつた。かくて平野屋五兵衛の初代は道頓である。然し兩替店を渡世とする上に於て本家分家共に平野屋と稱した様である。初代道頓の實名は今のところ不詳であつて道頓とはその法名である。

かくて福井村の本家を正親(法名祐念)の後代として繼承したのが、分家平野屋の初代道頓の二男祐政(法名祐仙)である。彼は高槻藩の郷士に命ぜられ代官格郷兵の頭として槍一筋帯刀の家柄となり分家とゞもに富豪として豪華財界を壓してをつたのである。

三 平野屋五兵衛

分家すなはち大坂の平野屋の初代道頓は福井村の目賀田家の生れであつて、本家すなはち福井村の高木半兵衛正親、法名祐念の實子ではない。祐念(正親)の妻の弟なのである。こうした關係から高木家に迎へられたものであらふ。ところで道頓の妻波留(妙智尼)は同じく福井村の神田喜兵衛の娘であるから大坂の分家は俗に云ふ兩貫ひと云ふことになる。此間に生れたのが宗賢(元武)と祐仙(祐政)であつて、この宗賢こそ今我等が取りあげんとしてをる人なのである。さて宗賢の弟祐仙は福井村の本家を繼ぎ、宗賢は大坂の分家平野屋を繼いでその二代となつたすなはち實父の後をついたのである。然るに宗賢は本家の祐念とその妻妙惠尼(正親とその妻、目賀田家生れの久瀧)との間にできた娘、長(妙薫尼)を妻として迎へたのであるから、茲に本家と分家の血脈は始めて交流して血統上新なる結合を見たのである。かくて宗賢は本家分家にわたつて、その立場に重きを加へたことゝなるのである。この本家分家の家系繼承の措置を見ると相

當に思ひ切つた手段を用ひてをるが本家の祐念正親と分家の道頓とは親戚の關係にあることゝさらに祐念(正親)夫妻の子女は幼少であつたゝめ家業發展のため人材の補充を要したゝめ右の様な本分兩家の世代の組み合せをなした事と思れる。即祐念の深慮の存するところであらう。かくて宗賢と妙薫尼との間に數名の子女があり、男子一人あつたが早世した。嫡女なる捨(慈照尼)に京の「津ノ國屋」から迎へた養子が武堯(法名祐賢)である即分家大坂の平野屋の三代である。かくて本家と分家と堅く結び浪華財界の重鎮として金融界に雄飛したことがある。

初代平野屋五兵衛すなはち釋道頓は寛文二年十二月廿八日に逝去し墓を市内の大谷派光徳寺の支坊に置いた即平野屋は代々大谷派松谷山光徳寺の門徒である。現在同寺の梵鐘は平野屋三代祐賢の室法名慈照(俗名捨)等の姉妹が寄進するところである。

かくて平野屋は初代道頓以來、郷里の人々を多く招き此等を別家せしめた其數廿戸に及ぶと云ふ。かくて福井村の高木本家に對しては別家であつたが、大坂の此等の

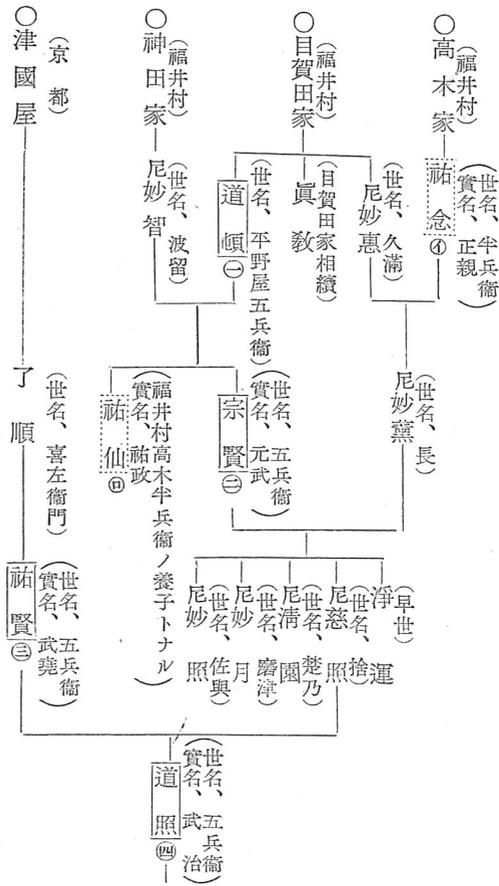
分家に對しては本家と仰がるゝに至つた。これ平野屋の發展である。

因みに云ふ、『大坂市東區史』は道頓の法名が宗賢で東區小橋寺町西念寺の「釋宗賢」とある墓を初代の道頓のものとして記してをるが、是は初代と二代を同一人と見た誤りである。(第五卷、七三六―七三七頁)

次に「大平五、舊氏日賀田、新城屋といふ、故有て高木氏と改む」(第三卷、六七四頁)とあるがこの「日賀田」は「目賀田」の誤りであり、是は『二千年袖鑿』の誤刻を其儘踏襲したものである。

次に「新城屋」なる屋號に就て勘考容易でないと言つてをるが(第三卷、六七七―六七八頁)。是は「目賀田家」の屋號が「新城屋」である事は、その記述の文勢に依て明かで、目賀田家は道頓の生家である事によつて、其意味を解する事が出来やうと思ふ。此等の關係を諸種の文獻に照して、私に采圖を作れば、次の如くなる。

◎ 高木家系圖



四 高木宗賢

高木は姓、宗賢は彼の法名である。實名を元武と云つた。初代道頓の後を受け二代を繼ぎ平野屋五兵衛と稱した。平野屋は兩替店を渡世とする屋號であり、五兵衛はその當主の世名であつて代々襲名するのである。

尼妙薫を嫁つて妻とした。彼女は夫に先つて元祿六年五月二十一日に歿したが其間數名の子女を擧げた。一人の男子早世したから嫡女捨(法名尼慈照)に養子として迎へたのが祐賢(實名武彥)である。祐賢は正徳三年三月に平野屋五兵衛を襲名してをるから宗賢が剃髮隱居して宗賢と法號したのはその頃であらう。平野屋の財的飛躍が

父は道頓であつて福井村目賀田眞教(法名)の弟である、かつ又高木半兵衛正親法名祐念の室なる久満(法名尼妙恵)の實弟である。

母は同じく福井村の神田喜兵衛の娘であつて名を波留と云ひ法名を尼妙智と稱した。これが彼の兩親であるがその生年を詳にしない。

長するに及んで本家高木半兵衛(法名祐念)の娘なる長(法名

浪華の地を歴したのは明かであるが是を跡づける文獻が四散して見る事を得ないのは遺憾である。

高木氏より谷大圖書館に寄贈された「宗賢翁遺影」を見て、その敬虔にして重厚なる人格を忍ぶことが出来る。また西念寺境内にある、宗賢翁及其の一家の墓を見ても、つゞましやかにして橋ぶらざる面目がしのばれる様である。高木一統は宗教に御縁の深い一族であつたらしい。高槻町の近くの安威村に高木家の古い墓墳があり、その地の古い觀音堂の尊像は高木氏の祖先の修繕によるものの由傳へてをる。宗賢翁の墓が淨土宗の西念寺にあるのも偶然な機會から其堂宇を一建立した因縁によるものであり、爾來平野屋一統と同寺とは深い關係がつけられた事は同寺の鐘銘によつて窺ひ得る。(資料八)其他に光徳寺、西念寺の文獻類が焼亡散逸してゐなかつたならば翁の人格を髣髴せしむるに足るものが存したであらうと残念に思はれる。

宗賢翁自身は信心深い念佛の行者であつた事、人の心田を耕す爲に金銀を投するをしまなかつた事は、天満の本泉寺に惠空師を請じて寶永六年から正徳五年迄に涉

つて、(七年間、但正徳二年は休講)大觀小の三經、三帖和讃、善導の具疏、玄義序分義を講演せしめその大施主となつた事を以ても明である。學寮創建の支援も亦以て翁の心からなる隨喜を以てなされた事が窺はれる。(資料二)晩年殊に剃髮後は法味愛樂の生活にひたられた如く、それは正徳四年九月八日の夢想となつて現れてをる。

(資料一)

「常の如く持佛堂に端坐合掌して本尊を拜するに、如來は破顔微笑し御首を動かし給ふと見る間に、宮殿より降りて我が膝に端坐したまふた。如來の顔容愈々光麗にして悦豫の相を示したまふた。我年來の領解本願に相應するが故に親り來つて身を離れたまはざるの大悲かと合掌念佛して夢覺終つた。願はくば子孫をして永く同じく如來の慈光に浴せしめ度い。よつて此夢を記して傳へ度い」と自ら記してをるのである。この志願から惠空師に自の夢想の記について序文を求めてをられる。その自筆の記と認めらるるものを筆者は藏してをるのである。

我等はこうした敬虔至純なる心の持主から學等の學寮の財的基礎が與へられた事を深く喜び、高く其徳を顯彰

したいと思ふ。その資財提供の背後には興法利生の深い願ひがあつた事を受け取らなくてはならぬ。

五 兩替店の今昔

江戸時代の大阪は我國第一の商業の中心地であると共に金融の中樞でもあつた。

諸藩の藏屋敷や各種の間屋等があつて、それが物資集散の機關となり、また兩替店があつて資金の融通が活潑に行はれて殷盛を極めた事である。

當時大阪にあつた兩替店に三種の別があつて就中、本兩替即普通兩替屋と云はれてをるものが中心的役割を持つものであつた。多い時はこの本兩替屋だけでも四百軒以上もあつたと云はれる。この四百軒以上の店を取締つてゆくのが所謂十人兩替である。かく稱される所以は普通總數を十人としたからの由である。平野屋五兵衛はこの十人兩替の一人である。

ところで同じ十人兩替の中でも、平野屋五兵衛と天王寺屋五兵衛は家格も高く（云はゞ十人兩替の中の兩横綱であつて）斷然大坂財界を壓してゐたのである。しか

もこの二人は共に今橋一丁目に道を挟んで住んでゐたから、この兩五兵衛の家宅に挟まれた通りが「五兵衛」と「五兵衛」とで「十兵衛横町」と云はれた事は生粹の大阪人には知らぬ者がなかつたとの事である。また「天五」に「平五」で「二五ノ十人兩替」と云はれ十人兩替を二軒で代表したかの如く言はれたものであつた。

然るに明治維新の大變革に遭遇して平野屋はその巨額の落債は反古同様になり不幸な運命に廻り合せた。大阪商大の黒羽教授のパンフレット『大阪兩替商瞥見』及『大阪東區史』經濟編並に平野屋の縁者彦坂芳永氏に保存される幕府諸藩等の舊借書類を一見しても、平野屋の債權は莫大なるものである。平野屋が明治四年に書上げたものに就て見ても、四十萬兩以上の巨額に達し、貸付先は幕府を始として二十數藩に及んでをる。世の榮枯盛衰はさる事乍ら、平野屋五兵衛二世高木宗賢翁が宗門學事史の上に残した芳躅は忘すべきではない。永い時を距てゝも我等はなほその懇念に動かさるゝ心地がするのである。

(終り)

參 考 資 料

○資 料 一

(一) 夢 想 (宗賢ノ自筆ト推定)

正徳四 午 九月八日之夜寅之時

夢曰

奉^テ向^ニ持佛堂^ノ本尊彌陀^ノ御前^ニ依^テ例端坐合掌^シ拜^ス佛面容^ヲ
忽然^シ御首動搖^シ此則奇異^ノ想不^レ淺^ク身毛堅深^ク禮佛^ス則破^テ
顏微^ク咲^ク自降^リ出^テ宮殿^ニ徐徐^ト移^リ立^テ于我端坐^ノ之膝上^ニ顏^ヲ
容光^麗歡相倍^ス前其時我^ノ之感嘆^實攻^ニ骨髓^ニ即自念^シ我^ノ
年來^ノ了解相^ニ應^ス本願^ニ故親來^レ而不^レ離^ル身也慶喜^ノ感悅^ノ
餘不^レ覺^シ唯念^ス佛矣夢醒^後猶如^レ在^ニ目前^ニ感淚難^レ止^シ自覺^ス
夢之靈^一以記^レ之者^ヲ哉也。

(以上)

(二) 感^ス宗賢^ノ老公^ノ之奇夢^一 (惠空筆)

佛經^ニ説^ク於^テ夢^ニ施^ス利益^ヲ大涅槃經^ニ神書^曰夢^可告^ニ其^ノ事^ヲ神風^和記

唐朝^ノ善導^ハ夢^得一僧^ノ之指授^ヲ開^キ觀^ニ經^ヲ於震旦^ニ我朝^ノ源空^夢
面^ニ半^ニ金^ノ之沙門^ニ與^ニ淨教^ヲ於日域^ニ祖師^亦承^ニ救世^ノ之告命^ヲ
夢^ニ弘^ニ他力^ヲ真宗^一宗公^今夢^ニ佛像^ノ之靈異^於枕^一壇^ニ決定^シ信^心
心^大哉夢中^ニ感應^可貴^ク信^ス矣。

月日同彼謹書

隱侶僧

得岸子

(以上)

(三) 夢 記 (惠空筆)

正徳四 午 年九月八日之夜寅時夢^{ラク}例時^ノ勤^ニ就^テ持佛^堂
堂^ノ本尊彌陀^ノ尊像^ニ向^{ヒテ}端坐合掌^{シテ}拜^{スル}ニ御首^ヲ
忽^チ動^キタマヘリ誠^ニ奇異^ノ思^ヒ淺^{カラ}ス身毛堅^テ深^ク
仰禮^ス佛^スナハチ少^シ咲^タマヒテ自^ラ御厨子^{ヨリ}降^リ出^テ
給^ヒ徐^クトシテ我膝^ノ上^ニ移^リ立^テ給^リ其時^ノ光顏^ノ歡悅^ヲ給^ル
へル^糍ヒ不^レ可^レ及^ニ言^述膝^上抱^ク佛感嘆^實攻^ニ骨髓^ニ其慶^喜察^ス
スヘシ即^チ夢^中ニ思^フヤウ我^カ年來^ノ了解^本願^ニ相^應ス
ル^カ故^ニ佛^ト我^ト隔^{ナク}親^ミ來^テ身^ヲ離^レタマハスト歡^喜
喜^ノアマリ覺^ヘスシテ念^佛スト思^{ヒテ}夢醒^畢又醒^テ後猶^ホ
佛^目前^ニマシマスカ如^シ感淚^止ミ難^クシテ自^ラ夢^ノ靈^{ナル}コトヲ覺^ユ

ツラ／＼思^ニ之^ヲ行^ハ業^ヲ疎^クナル身ナレバトト佛トガメ思
 召ストモ實ニ理ナル事ニアマサへ膝上ニ移居給ヒテ歡
 喜相ヲ示シ給ヘル身ノ上ノ慶ヒソノカギリナシ是ヒ
 トヘニ信心決定セシ故ナレバ往生イヨ／＼タノモシク
 コソ此趣ヲ子孫ニ傳ヘ殘シ同ク信ニモトツカハヤト思
 ヒテ自ラ筆ヲ染メテ是ヲシルシヲク者也。

同年月之中旬書之

自名

(以上)

(解 説)

この三文は、一括して京都二條小川、西福寺に藏されてゐたものである。今此原本に就て見るに、(一)と(二)とは明に惠空師の自筆であり(一)は一見して直にその筆格が相違するのを知る。然るに惠空師は、諸方面より寄せられたる様々の人の雑筆類の紙片をも大切に保存してをられた事實がある。今この『夢想』はその中に發見されたものである。思ふに此『夢想』(一)の一文は、宗賢が自ら夢の内容を記し以て惠空に呈しそれについての識語を添えむ事を求めた時の彼の自書であると想定される。『感宗賢老公之奇夢』(二)の一文は、まさしく惠空師がその求めに應じてそれに添えられた識語の自筆の控へである。『夢記』(三)は宗賢の『夢想』の一文の文體を改めて、是を述べ書體のものとしては如何と自分の意見を示されたもの下書であると思ふ。をそらく高木宗賢翁

の手許には惠空の序文の添えられた『夢想』の記がその子孫に法をすすむるよすがとして保存されてゐたことと思はれる。これ等によつて宗賢翁の厚信を知るとともに惠空師に對する歸仰の深かつた事を見得るのである。

○資料 一一

『惠空老師行狀記』抜粹

同五年(寶永)の頃、浪華の住人高木氏後剃髮して宗賢と號す

厚無二にして本院に訴へ、空(惠空)をして天満本泉蘭

若に講せしめんことを請ふ。遂に果して其期を得たり。

高木氏喜び斜ならず。仍て寶永六己年夏四月中旬の五、

彼の蘭若に於て選擇集を開筵す。其より後ち庚(七年)と

辛(正徳元)と巳(三年)と甲(四年)と乙(五年)との歳、同

處に於て次の如く大經と觀小兩經と三帖和讃と導師の具

疏と支序分義とを講演す。凡そ筵を儲る毎に例衆の僧千

二百に足りぬと、其餘の近男近女は數を知る能はず。

乃去る辛(享保六)年は、先年本泉精舍講筵之主宗賢の七

廻忌に當るの間、彼の氏の息某、爺恩を報ぜんが爲に、

往きし頃、彼しこに於て講するところ導師の五部九卷の

内、定散二義を餘す故に今願はくば彼の二帖を須く講演あるべきことをと。仍て夏四月中旬、又本泉寺に於て彼の二義を開く。上の件みな尊命にあらざると云ふことなし。而してすでに抑も高木氏は親子共に世塵にありと雖も、數歳の講筵を本泉蘭若に建つる事たるや、殊に以て首尾或は執すること今より之を見れば法興最高し、因縁以て比類すべき無きものか。

○資料 三

高木家累代法名

初代	道	頤	未詳 卒寛文二年十二月廿八日
	尼妙	智	卒享保元年四月廿一日
二代	宗	賢	未詳 卒正徳五年六月十五日
	尼妙	薰	卒元祿六年五月廿二日 (註一)
三代	祐	賢	襲名正徳三年三月 卒享保十八年九月廿八日
	尼慈	照	卒延享四年三月十二日
四代	道	照	相續享保十八年六月 卒寶曆二年二月五日
	尼智	照	卒寶曆十三年七月廿四日

五代	宗	頤	相續寶曆十一年六月 卒安永七年七月十一日 寶曆十一年九月結婚その後離婚となる
	尼と	う	相續安永七年九月
六代	宗	純	卒寛政六年五月十六日
	尼智	純	卒寛政七年三月十九日
七代	宗	溫	相續文化十年 卒天保四年五月四日
	尼宗	徵	卒天保七年六月十六日
八代	宗	清	相續嘉永二年 卒嘉永五年四月十日
	尼智	宏	卒明治五年九月四日
九代	宗	隆	相續嘉永二年四月 卒明治廿五年十月三十一日
	尼壽	貞	卒明治九年六月十二日
十代	俗名元	廣	相續明治廿五年十二月

(以上)

(註一) 宗賢室妙薰はその歿年月日は元祿六年五月廿二日とあれども、神田家藏の高木家累代法名録には五月廿一日とあり。

(註二) 三代祐賢が正徳三年三月襲名とあれば、二代宗賢は正徳三年に隠居せることを知るべし。従つて彼が剃髮して法名を宗賢と號せしは、其頤なりと云ふべし。

○資料 四

高木氏累代法名錄 縱、五寸五分 横、二寸 (大坂、神田家藏)

釋 道 頓 寬文二 寅年十二月二十八日 世名 五兵衛

釋 尼妙 壽 寶永二 酉年正月二十八日 釋 尼妙 照 享保二 酉年七月二十四日 世名 佐與

福井村目賀多眞教弟也同村高木半兵衛法名祐念之室久滿法名妙惠尼之弟也

釋 尼妙 智 享保元 丙申年四月二十一日 世名 波留

釋 尼清 園 安永九 子年四月二十四日 世名 楚乃

福井村神田嘉兵衛娘也道頓之室

釋 宗 賢 正德五 乙未年六月十五日 世名 五兵衛

釋 祐 賢 享保十八 丑年九月二十八日 世名 五兵衛

宗賢第二女嫁於平野屋善助後離縁而出家以住干京

道頓之嫡子也 實名曰元武

釋 尼妙 薰 元祿六 酉癸年五月二十一日 世名 長

京津國屋喜左衛門法名了順之子也養而相續

福井村高木半兵衛法名祐念之娘也爲宗賢之室也

釋 淨 運 元祿十四 辛巳年六月二十四日 世名 捨

宗賢之子早世

釋 尼妙 月 寶永元 甲申年九月二日 世名 磨津

釋 道 照 寶曆二 壬申年二月五日 世名 五兵衛

祐賢之室宗賢之嫡女也

延享四 卯年三月十二日

寶名 武治

釋 尼智 照
江州大濩領主分部家之臣前田小左衛門子也長孀泉屋嘉衛門爲猶子以養之相續
寶曆十三癸未年七月二十四日
世名 捨

釋 尼智 敦
道照之室福井村高木五郎次良法名昌入之室世名仙法名妙仙之弟二女也
寬保二壬戌年十二月十四日
世名 登 惠

釋 尼惠 香
道照第三女早世
延享四丁卯年十二月二十七日
宗賢室離縁

釋 宗 頓
安永七戊戌年七月十一日
世名 五兵衛
實名 元 長

釋 宗 致
道照之嫡子也 四十二歳
寬政十二申年四月十六日
世名 喜十良

釋 了 照
道照第四男也 五十七歳
寶曆十三未年三月晦日
宗頓之嫡子也早世

釋 宗 照
明和四亥丁年正月二十日

釋 宗 純
宗頓第二男也早世
寬政六寅年五月十六日
世名 五兵衛
實名 武 包

釋 尼智 純
宗頓第三男也 三十歳
寬政七卯乙年三月十九日
世名 恒

釋 祐 仙
宗純之室也福井村高木祐山之第二男世名正藏法名祐照之娘也正藏兄半兵衛法名祐誓爲養女以嫁
寬保二戊壬年七月二十九日
元祖道頓之子宗賢之弟也福井村高木半兵衛法名祐念爲養子以入家相續

(注意) この『高木家累代法名録』は平野屋六世、宗純の室智純を以て終つてをるから、その卒年寛政七年迄の平野屋の法名録であることを知る。なほ釋祐仙は宗賢の弟であつて福井村の本家、高木半兵衛の家統を相續してをるが、思ふに半兵衛の娘は宗賢の室となつて、其他に子が無かつたか、或は女子しかなかつたかいづれかによつて宗賢の弟を養て以て相續せしめたものであらう。かくて高木半兵衛の血統と初代平野屋五兵衛道頓との血統とが兩家に交流した事である。

○資料 五

福井村沿革誌 (大坂府三嶋郡) (抜粹)

(一) 高木養田翁彰德碑 (十九丁、廿丁)

名門出名士自古而然高木氏攝州三島福井名門世爲郷士也乃有養田翁出矣翁名正字一止稱半養田其號又號洞山人幼好學長嗜詩歌於村中諸事盡力首唱新築檜谷池講究耕地法起公益村民富瞻明治初爲區長及府會議員於興學校修道路用心特至善散樂謀改正作新曲十餘著能樂評論賜

天覽人皆榮之謂本邦教清心爲旨述主旨爲衛生舞踏歌以導蒙生敵神愛國之忱發於言顯於行無一不裨世蓋翁始祖俊成濃州士入天文中退隱于福井爲農五世祖。親。謀。國。見。山。事。有。功。尊。崇。神。社。村。人。傲。之。於。今。賽。者。甚。多。且。以。借。用。金。于。諸。藩。致。素。封。創。別。于。大。坂。今。橋。養。姪。爲。子。幹。其。事。稱。平。野。屋。五。兵。衛。十。世。祖。逸。翁。樂。于。其。私。有。衆。谷。爲。村。池。則。俊。政。十。一。也。孫。也。村。民。既。浴。世々之澤社友欽翁之厚德於是相謀建碑來乞余文余與翁數十年知天資之美才藝之雄齡八十有五身猶嬰鑠交深情親乃贈一篇文使後世不忘斯人矣

明治四十四年辛亥十月

友人 藤澤恒撰

(二) 高木半 (三十二丁)

源頼光の子頼親五世の孫八條院判官代信光なるもの大和國高木村に住す回て高木信光と稱す其十八世の裔孫高木承之助貞政なる者天文年間美濃國石津郡駒石の西舟岡山に城を築て焉に據る其頃其三男彌左衛門俊政亂世を厭ひ福井村に隱栖し農を業とせり即福井村高木氏の太祖なり五世の孫半兵衛正親貨殖して諸侯に貨幣を貸與するを以業とす慶安年間大坂に商店を開き姪を養ひ子として平野屋五兵衛と稱し分家せしむ本分共通の經營とし六世の祖半兵衛祐政高槻藩の郷士に命ぜられ世襲して半に至る代官格郷兵の頭を命ぜられ鎗一筋帶刀を免されしが維新後廢藩を以て其資格を廢せらるるも明治元年三月禁裏御所諸品調進御用達拜命し遷都の際廢せられ明治五年九月本郡第一區々長拜命明治六年五月一小學區取締兼勤同月退職安威村十日市字梅ヶ枝堰の疏水を利用し耳際より神崎川に至る疏水を開き通船を以て貨物の運輸を開始し爲に物産輸送に便益を與しが汽車開通せしを以て自ら廢業す加るに共通經營の大坂兩替店の失敗を重ね資産を失ふも明治十四年四月より明治十七年まで大坂府會議員に擧ら

れ同十三年四月より同十四年六月迄常置員の任につく明治十九年後老耄と稱し公務を辭し唯風月に吟嘯して「日の本乃教新能樂」を編纂し宮内省に獻納し老て其名を榮しむ實に氏は高木彌左衛門俊政十一世の裔孫にして幼なる時國字及和歌を實父逸翁熊谷直好等に學び漢學を廣瀬旭莊に學ぶ本郡知名の學者たり。

(二) 高木五兵衛 (四十二丁)

高木半六代以前の祖正親の姪にして諱道頓と稱す慶安年間大坂今橋二丁目平野屋と號し兩替店を營み諸藩に金銀を貸付け十人兩替の一となり大坂長者なりしが維新廢藩となり爲に藩債は長期償還の公債となり或は貸附の郊を失ひ資産を減す故に其業を廢し家政改革し子孫京え轉す。

(以上)

(註)

『福井村沿革誌』は今茲に「十八世の裔孫」と載記すと雖も『東區史』は「十四世の裔孫」とある。然し乍ら此兩書にある相違は由緒書類に往々見る處で探索によしなし。

○資料 六

東區史 (大阪市) 第五卷・人物篇抜粹

(一) 平野屋五兵衛

源經基の孫頼親四世の裔に八條院判官信光あり、大和國高木村に住し、高木信光と稱した。天文年間其の十四世の裔孫高木丞之助貞政は、美濃石津郡駒野舟岡山(岐阜縣海津郡城山村大字駒野)に城を築き之に據つたが、此頃三男彌左衛門俊政亂世を厭ひ、攝津國島下郡福井村(大阪府三島郡福井村)に隱栖し農を以つて業とした。之れ同村に於ける高木氏の祖であるが、五世の孫半兵衛正親は専ら貨殖に心を潛め、之を諸侯に貸與し、慶安三年の頃には大坂眞島町(東區今橋一丁目)に兩替商を開くに至り甥を養つて子となし、平野屋五兵衛と稱せしめ之を分家とし、兩替店は本家分家の共同經營とした。之れ初代平野屋五兵衛であつて、福井村の高木半兵衛に對しては分家であつたが、開店以來郷里の人を多く聘して之を別家せしめ、其本家と仰がるる基礎は實に茲に築かれた。(註二)初代五兵衛の名は詳らかではないが、諱は道頓と云ふ。正徳五年六月十五日を以つて歿した。墓は東區小橋町、

西念寺に在る。(七三六頁)
(七三七頁)

(以上)

(註一)

『福井村沿革誌』には十八世とある。

(註二)

『東區史』は茲に明かに誤謬を犯してをる。即道頓は平野屋五兵衛初代の法名であるが、東區小橋寺町、西念寺にある墓は二代宗賢のものである。道頓は寛文二年十二月廿八日に歿し、宗賢は正徳五年六月十五日に歿してをる。この二人を混同してをる。然るところ『區史』の筆者は、道頓を諱とし法名を宗賢とする同一人と解したらしいのである。

○資料 七

東區史(大阪市)第三卷・經濟篇抜粹

第二節 兩替屋

(三) 十人兩替

(註一)

(一) 坂平五 舊氏日賀田、新城屋と云ふ故有て高木氏と改む、出所攝州福井村、寛永十三年(二二九六)十人兩替の内〔嘉永五子新坂 拾遺〕

(二) 平野屋五兵衛

次は平野屋五兵衛である。嘉永五年袖鑿には既述の如く記されてゐるが、弘化四年板のものには、平五は高木氏、出前は城州高木村にして溯れば三百九十五年前にま

で祖先を辿りうると云ふ意味か。『出所城州高木村にて三百九十五年』とあり、且閉店は元祿五年と記されて居る。此兩者を如何に解釋するか之は尙一考すべきであるが平野屋五兵衛に關しては大體さきの説明は十分とは言ひ難い。舊姓日加田、舊屋號新城屋については其考定容易でない。(六七七頁)
(六七八頁)

(以上)

(註一)

『東區史』は『二千年袖鑿』の大坂平五の項を引くにあつて「舊氏日加田新城屋と云ふ」としてをる、しかし日加田は少くとも目加田でなくてはならぬ。神田氏藏の高木氏累代法名録によれば釋道頓、福井村日賀田眞教弟也とある。従つて「新城屋」とは道頓ゆかりの目賀田家の屋號である。かくて『東區史』が其考定容易でないと云つた點を解くことが出来る。

(註二)

平野屋初代の道頓は高木半兵衛の養子としてその家系をつぐ事とはなつたが、元來福井村の目賀田家の出であり、その妻波留法名釋尼妙智も福井村の神田喜兵衛の娘である。夫妻ともに高木家の血統と直接結ばれてない事情にある。こうした理由から舊氏、舊屋號が『袖鑿』にも記載される如き實情にあつた事と思はれる。

(三) 日本二千年袖鑿 (解説)

本書は「日本國中 (又は大唐國中) 萬物の時代をしるし當年までの年數を早速にしる書」であり、初編乃至三編 (或は天地人) の三冊より成つてゐる。各冊十數葉乃至二十葉一枚刷を蒐めたるものとみるべく、各編毎に何編の一・二・三と云ふ如く番號を附してゐるが、又之等を夫々一枚刷としても發賣した様に思はれる。版本書林は天滿九丁目筋天神鳥井南ノ辻角にあつた奈良屋松兵衛である。本書は天保十五年の開板以後、度々増補改訂が加られ、今茲に取つて以て用ひたのは嘉永五年新版のものである。しかし是は實は、弘化四年刷嘉永二年刷同五年刷のものを交綴編輯したものである。又全體は天地人 (本文には初編乃至三編とあつて從來の儘である) と分れてをる。猶本書は繪入であつてその繪の餘白の部分に諸家の氏、出所、開店年代等其の他若干の注記がなされてをる其の當時として一寸便利な書であつたと思ふ。

○資料 八

(一) 西念寺鐘銘 (大坂東區小橋寺町、西念寺)

第一劃

「俗名高木三郎右衛門尉
康利法名釋正^(註)貞彌陀本
願尊深誓當寺不斷念佛
大施主也在人生限享保
大五^〇 戊十一月十一日

第二劃

「滿八十一歲向西如睡絕
息畢嗚呼忠孝初樂所知
人也 愛息 清國爲追孝
鑄此鐘祈增進菩提也

第三劃

「乞伏大音響流四王降係
影向道場
重願主日新一家傳萬歲春
看屬福厚保遯千歲秋
子^〇 享保十六天^〇 亥^〇 諸天歡喜日
高木山中興 專阿和尚代

第四劃

「治工 三條釜座

和田信濃大椽藤原國次

(以上)

(註)

高木康利法名正貞は享保五年八十一歳に歿した。愛息清園が追孝のため此鐘を鑄た事を物語る。とこころで『憲空老師行狀記』によると、宗賢の歿後その子息が親の恩を報ずべくその志を繼ぎ憲空を屈請して「定款二善」を講ぜしめて茲に善導の五部九卷を徹講せしめたとある。それは宗賢の七回忌にあたる享保六年のことである。然るにその子息とは正貞なりと説をなす人もあるが少くとも鐘銘に見ゆる限りその人は享保五年に歿してをるから不合理となる。平野屋嫡流にして宗賢の子息として正貞なる人は見えない様である。をそらく正貞とは分家の主人ではなからうかと思ふ。宗賢の後をうけて平野屋の嫡流をついだ者は祐賢であつて、彼は宗賢の嫡女捨の養子である。享保十八年に歿してゐる。然るに宗賢の第二女清園が分家平野屋善助に嫁してをるが、思ふに正貞とは清園の夫なる人の父親であらふかと推測される。但し此鐘は戦時に供出され、今は見る事を得ない事を遺憾とする。鐘銘は昭和十七年に調査。

(一) 難波光徳寺鐘銘 (大阪市東區南久太郎町、光徳寺)

修多羅曰

設我得佛十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不生者不取正覺

其佛本願力 聞名欲往生 皆悉到彼園 自致不退轉

光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨 是諸人等皆得不退轉於阿耨多羅三藐三菩提

南無阿彌陀佛

嘗之鐘享保九甲辰三月廿一日當地丙災類燒之時龍頭墮外亦有捐破故今般鑄改而如故成畢銘并↓序其外經文等循舊也而已鑄直寄進隨後松谷院慈空勸化而平野屋五兵衛妻須亭同妹楚乃并妙照尼是楚乃姉而享保二酉 穉物故又妙春尼是楚乃妹而正徳六申 春天折 矣 俱從姉妹之願而入寄附之衆者也

于時享保十二丁 歲林鐘朔旦

河州 松 光徳寺十五代別當

兼大坂光徳寺八代住持

乘般法師文俊識之

鑄直治工大谷相模掾藤原正次

註 この鐘銘によつて平野屋五兵衛と公德寺との關係を物語つてをるが、享保十二年に平野屋五兵衛の三代（祐賢）の妻ステ（宗賢の長女）とその妹ソノとの二人が亡き二人の妹、妙照尼、妙春尼の菩提の爲にこの二人の亡人を寄附衆に加へて先年火災のために破損した梵鐘を改鑄したものである。此外に同寺には『平野屋御一統』と表記した文政八年當時の記録一冊があるが、此外にも猶若干の記録類が存する由である。宗賢が惠空と深く結ばれたのも、公德寺が兩人面識の機會を作つた如くである。

(三) 難波光徳寺内高木墳墓銘

(碑の表面) 高木氏墳

(碑の裏面刻文) 此碑不知何時立而文久亥歲十一月

罹火災捐壞今恐失其舊貫新再建之

干峯慶應元年 丑十一月

註 この墓碑銘によつて公德寺境内の高木氏の墓墳は、もと

もと建設の年時の不明な相當古いものであつたことが察せられるのである。

○資料 九

(一) 龜陵講師筆『學寮之由來』（能登、往還寺藏）

吾宗學問をむねとせざるゆへにや、往昔は兩本廟とも

學肆を置くとなし。寛文五年^乙浪華の御門徒高木宗賢、資財を獻じて學寮を創立す云々

(二) 大谷大學要覽『沿革略』抜粹

寛文五年、本願寺第十五世常如宗主の時、浪華の門徒高木宗賢なるもの、資財を獻納することに依りて創めて建設するを得たり……乃至是を京都本願寺の別邸涉成園の内に興し、學寮と稱せり。

(三) 往還寺『由緒』抜粹（能登、往還寺藏）

其節迄（延寶六年）粹^ニ於御本山^ニ講堂無^ニ御座^ニ候者、當御本山樹心奉^ニ願上^ニ候者、西御本山講堂有^レ之候得共、當御本山未^レグ講堂無^ニ御座^ニ候儀、數^ク敷奉^レ存候何とぞ御建立之儀、被^レ爲^ニ仰付^レ被^レ下候者難^レ在可^ニ奉存^レ旨奉^レ願候得者、兩御門跡様、（常如、一如）樹心願之儀、御滿悅^ニ被^レ爲^ニ思召^ニ候趣而早速御造營之儀、被^レ爲^ニ仰付^ニ候處、無^レ程成就仕、則^テ於^ニ右御長屋^ニに始而亦樹心講談被^レ爲^ニ仰付^ニ殊今度者……（以下略）

(四) 『年中行事日記』抜粹

一延寶六年正月

樹心に會所屋敷及普請料銀子五貫目被^レ下所化御預被^レ

成候。

(五) 學寮敷地之地圖

元文五年『御拜領新御寺内繪圖』(大谷大學藏)

(六) 樹心

『大谷學報』昭和十七年一號、二號「樹心傳研究」

參 考 文 獻

- 一、『大坂市東區史』第三卷、第五卷。
- 一、『大坂兩替商管見』一冊 黑羽兵治郎著
- 一、『大坂史談會報第三號』(昭和四年一月)
- 一、『日本一千九百年袖鑿』三冊 日野環藏
- 一、『平野屋御一統』一冊(寫) 大坂、光徳寺藏
- 一、『惠空老師行狀記』一冊(寫)
- 一、『高木氏累代法名錄』一冊 大坂 神田家藏
- 一、『福井村沿革誌』一冊
- 一、平野屋舊書類(三種類) 大坂彦坂芳永藏

二十四年度大谷大學協議員及評議員氏名

○大谷大學協議員(六月一日付を以て委嘱せらる)

- 山口 益 外村 完二
- 山田 亮賢 三品 彰英
- 世良 壽男 名跡 應順
- 蜂屋 教、正 湯淺 尙美
- 大 帥 正(協議員會幹事)

○大谷大學評議員(七月一日付を以て委嘱せらる)

- 眞宗大谷派宗務總長 藤 津 梨
- 同 參 務 瀬 邊 信 教
- 同 參 務 武 田 香 龍
- 大谷大學協議員 稻 葉 秀 賢
- 同 山 口 益
- 同 名 畑 應 順
- 同 外 村 完 二
- 同 藤 島 達 朗
- 同 多 屋 頼 俊